

監査公表第 6 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 28 年(2016 年)6 月 13 日

彦根市監査委員 若 林 忠 彦

彦根市監査委員 上 杉 正 敏

定 期 監 査 結 果

1 監査の期日および対象

平成 28 年 3 月中に次のとおり実施した。

実地監査

監 査 期 日	監 査 対 象
3 月 1 日	生活環境課 ごみ減量・資源化推進室 公害試験室 消防本部・消防署
3 月 29 日	契約監理室 出納室 秘書広報課

2 監査の方法

各所属とも、平成 27 年度(平成 28 年 1 月末現在)における財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理について、対象所属から監査資料の提出を求めるとともに、関係職員の説明を聴取し、帳簿および関係書類について抽出により監査した。

3 監査の結果

【生活環境課】

未収金対策について、債権管理条例に基づき、さらなる収入未済額の縮減に努められたい。

【消防本部】

切手の管理について、課別に予算科目ごとに管理しているため保有残高が多額に及んでいる。できる限り総務課を通じた郵便発送を行うことにより、省力化、経費の節減および切手

保管に伴うリスクの軽減に努められたい。また、やむを得ず切手を保管する場合は、一元管理することにより必要最小限の保有となるよう改善されたい。

【契約監理室】

契約事務の省力化および経費の節減が期待できるので、単価契約により購入できる品目の拡充を検討されたい。

各所属ともその他の事務事業の執行状況は、適正に処理されていると認められた。

今後とも事務処理には十分配慮され、適正かつ効率的な事務事業の執行に努められたい。

なお、軽易な改善事項については、その都度指摘し指導したので記述を省略した。